

# JIS

## 土工機械－運転員及び整備員の 乗降用・移動用設備

JIS A 8302 : 2017

(ISO 2867 : 2011)

(JCMA/JSA)

平成 29 年 3 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 産業機械技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	高 田 祥 三	早稲田大学
(委員)	綾 部 統 夫	一般社団法人日本機械工業連合会
	梅 崎 重 夫	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
	小 菅 文 雄	一般社団法人日本産業機械工業会
	齋 藤 明 徳	日本大学
	眞 田 一 志	横浜国立大学
	高 辻 成 次	一般社団法人日本航空宇宙工業会
	田 中 文 基	北海道大学
	寺 田 進	株式会社神戸製鋼所
	平 岡 弘 之	中央大学
	藤 田 俊 弘	IDEC 株式会社
	松 尾 亜紀子	慶應義塾大学
	松 田 三知子	神奈川工科大学
	宮 武 一 郎	国土交通省総合政策局
	山 田 知 夫	日本内燃機関連合会
	山 田 陽 滋	名古屋大学

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 61.11.1 改正：平成 29.3.21

官 報 公 示：平成 29.3.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本建設機械施工協会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-5776-7858)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：産業機械技術専門委員会 (委員長 高田 祥三)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 乗降用・移動用設備の要求事項	6
4.1 一般要求事項	6
4.2 格納式乗降用・移動用設備	7
4.3 非常脱出経路及び非常口	8
4.4 上部旋回体をもつ特定の履帯式機械に対する要求事項	8
5 室内への出入口の要求事項	8
6 防護柵, つま先板, 作業床, 廊下, 通路, 及び歩いていく, は (這) っていく, よじ登る, 踏んでいく又は立っているための床面の要求事項	10
6.1 床面	10
6.2 作業床, 廊下, 通路, 防護柵及びつま先板	11
6.3 保全	12
6.4 ブーム通路	12
7 手すり及び握りの要求事項及び推奨事項	13
8 階段及び踏み板・踏み棧の要求事項	15
8.1 階段	15
8.2 踏み板・踏み棧	16
9 はしごの要求事項	18
附属書 A (参考) 滑り防止表面とみなされる例	21
附属書 B (規定) 人を移送する動力格納式乗降用・移動用設備の追加要求事項	22
解 説	24

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本建設機械施工協会（JCMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS A 8302:2010** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 土工機械—運転員及び整備員の乗降用・移動用設備

## Earth-moving machinery—Access systems

### 序文

この規格は、2011年に第7版として発行されたISO 2867を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

### 1 適用範囲

この規格は、JIS A 8308に規定する土工機械上の運転台及び日常保全箇所に乗降、移動する場合の乗降用・移動用設備の基準について規定する。この規格は、製造業者の指示に従って、駐車している機械上の乗降用・移動用設備、例えば、室内への出入口などの開口部、作業床、防護柵、手すり、握り、階段、踏み板・踏み機、はしごに適用する。この規格の基準は、JIS A 8315に規定する小柄運転員から大柄運転員の寸法に基づく。この規格は、人の滑り、つまずき、墜落及び健康に悪い姿勢又は過度の肉体的負荷という重要な危険源、危険状態及び危険事象に対処するものである。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 2867:2011, Earth-moving machinery—Access systems (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“一致している”ことを示す。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS A 8308** 土工機械—基本機種—用語

**注記** 対応国際規格：ISO 6165, Earth-moving machinery—Basic types—Identification and terms and definitions (MOD)

**JIS A 8315** 土工機械—運転員の身体寸法及び運転員周囲の最小空間

**注記** 対応国際規格：ISO 3411, Earth-moving machinery—Physical dimensions of operators and minimum operator space envelope (IDT)

**JIS A 8323** 土工機械—運転席及び整備領域—端部の丸み

**注記** 対応国際規格：ISO 12508, Earth-moving machinery—Operator station and maintenance areas—Bluntness of edges (IDT)

**JIS B 9713-1** 機械類の安全性—機械類への常設接近手段—第1部：高低差のある2か所間の固定された昇降設備の選択